

第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会公募委員の選考等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会設置要綱第4条第2項第2号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考等に関し、必要な事項を定める。

(定数)

第2条 公募委員の数は、2名以内とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に在住・在学・在勤する者で公募締切日に18歳以上の者
- (2) 応募の際、本市の他の附属機関等において委員となっていない者
- (3) 本市職員及び本市職員退職者でない者

2 前項第2号の規定にかかわらず、密接な関連性を有する複数の附属機関等の委員を兼任する必要があるとき等やむを得ないものと認められる場合は、当該規定を適用しないことができる。

(公募方法)

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び船橋市ホームページ等に募集記事を掲載することにより行う。

(選考方法)

第5条 「自身の文化芸術活動を踏まえて船橋市の文化芸術の推進に必要なこと」をテーマにした小論文800字程度による書類選考とする。

(選考基準)

第6条 小論文の採点方法及び基準点は、次のとおりとする。

- (1) 氏名等の個人情報を伏せて行う。
- (2) 次に掲げる4項目について、5点から1点までの5段階で評価する。
 - ① 文化芸術に対する理解度
 - ② 客観的、論理的か
 - ③ 建設的な意見を述べているか
 - ④ 文化芸術振興に関する知識・熱意

(審査・選考委員会)

第7条 審査及び選考を行うため審査・選考委員会を設置し、その委員は、次の各号

に定める者で構成する。

- (1) 生涯学習部長
 - (2) 文化課長
 - (3) 文化課長補佐（文化振興係担当）
 - (4) 文化振興係長
- 2 審査・選考委員会の委員長は生涯学習部長とする。
 - 3 委員長は会務を総理する。
 - 4 審査・選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 5 審査・選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（選考結果）

第8条 選考結果は応募者全員に速やかに通知するものとする。

附則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。